

【資料4】

校区公民館運営審議会と地域コミュニティ協議会の違い

| | 校区公民館運営審議会 | 地域コミュニティ協議会 |
|--------------|---|--|
| 設置主体 | 鹿児島市 | 地域 |
| 委員(役員)の立場 | 鹿児島市教育委員会からの委嘱 | 地域コミュニティ協議会総会での選出 |
| 関係法令 | 校区公民館運営審議会委員等設置要綱 (平成17年4月1日施行) | 地域コミュニティ協議会設立に関する要綱 (平成24年6月27日施行) |
| 組織概要 | 社会教育活動及び生涯学習活動の充実・振興を図るため、小学校に設置されている地域コミュニティ組織のひとつ | 既存の町内会や校区公民館運営審議会などの多様な地域コミュニティ組織がその役割と機能を生かしながら連携する組織 |
| 活動内容 | <p>青少年健全育成・社会教育などの目的のために、各専門部会で事業の大綱や実行委員会の構成等の原案を策定、それを関係団体と協力して実施。 年6回の運営審議会を開催。</p> <p>(校区公民館運営審議会の機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会学級の育成 ・自主学習グループの育成 ・青少年の健全育成 ・団体の活動支援と団体育成 ・後継者育成 ・潤いに満ちた住みよいコミュニティの形成 など | <p>活力ある地域コミュニティをつくるため、地域の各種団体が集まり、自分たちの住む地域の課題に対処するための活動を行う。</p> <p>(地域コミュニティ協議会の機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種団体の連携 ・各種団体の相互補完 ・地域課題解決のためのプランづくりと実践 ・コミュニティビジネスの実践 など |
| 委員(役員)に対する報酬 | <p>鹿児島市報酬及び費用弁償条例施行規則等に基づき市から支出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員長への月額報酬 ・委員への日額報酬 ・主事(教頭・民間)への月額報酬 | <p>支出するかどうか地域で協議する ※ただし、人件費は市地域コミュニティ協議会運営等補助金の対象外経費</p> |
| 事務担当者 | 校区公民館主事 | 事務局職員(週3日程度の雇用) |
| 支援体制 | <p>【財政的支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動補助 年間11万円 ・社会学級講師謝金 ・委員(長)報酬 ・主事報酬 | <p>【財政的支援(24年度)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営補助 上限年間30万円 ・事務局職員雇用補助 上限年間35万円 <p>【人的支援等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域連携コーディネーターによる支援 ・事務局職員に対する研修の実施 |